三重県議会基本条例の一部を改正する条例案について

第1 内容

近年の大規模な災害等の発生状況等に鑑み、議会における大規模な 災害その他の緊急事態への対応に関する規定を整備するものである。

第2 施行期日

公布の日から施行する。

議提議案第 号

三重県議会基本条例の一部を改正する条例案

右提出する。

提出者

三重県議会基本条例の一部を改正する条例

三重県議会基本条例 (平成十八年三重県条例第八十三号) の 一 部を次のように

改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第三章中第七条の次に次の一条を加える。

(大規模な災害その他の緊急事態への対応)

第七条の二 議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。 して迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、 議会は、 大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、 議事機関と

他の措置を講ずるよう努めるものとする。 議会は、 前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

出する理由である。 の緊急事態へ 近年の大規模な災害等の発生状況等に鑑み、 の対応に関する規定を整備する必要がある。 議会における大規模な災害その他 これが、 この議案を提

〇三重県議会基本条例(平成十八年三重県条例第八十三号)三重県議会基本条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

	強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
	2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実
	る。 ・
	査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとす
	事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調
【新設】	第七条の二 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議
	(大規模な災害その他の緊急事態への対応)
附則	附則
第四章~第十章 (略)	第四章~第十章 (略)
第三章 議会運営の原則等(第六条—第七条)	第三章 議会運営の原則等(第六条―第七条の二)
第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)
目次	目次
現 行	改 正 案
(停継音分に改回音分)	

(傍線部分は改正部分)

「三重県議会基本条例の一部改正(案)」に対するご意見とご意見に対する本プロジェクト会議の考え方

1 意見募集期間

平成30年4月4日(水)~平成30年5月7日(月)

2 意見募集の結果

意見提出数:3件

3 意見の内容

下記のとおり

〇「三重県議会基本条例の一部改正 (案)」に対するご意見

No	いただいたご意見	本プロジェクト会議の考え方
1	三重県では東海地震、南海地震の危険性があるときいています。 あたらしい条例をつくることは災害対応のために必要だと思うの で、議員の方にがんばってもらいたいと思います。	ご意見ありがとうございます。 引き続き、本プロジェクト会議において「三重県議会基本条例の一 部改正(案)」に基づく条例改正作業を進めてまいります。
2	近年、豪雨等による災害が全国各地で起きています。三重県でも平成23年8月に台風12号による紀伊半島豪雨で甚大な被害を受けました。東紀州に限らずこのような災害は三重県内のどこで起こってもおかしくないので今回の新設は賛成します。	ご意見ありがとうございます。 引き続き、本プロジェクト会議において「三重県議会基本条例の一 部改正(案)」に基づく条例改正作業を進めてまいります。

4

No	いただいたご意見	本プロジェクト会議の考え方
	また、このように条例を一部改正するなら更に改正する箇所があ	ご意見ありがとうございます。
	るのではないでしょうか?参考資料として読ませていただいた三	県議会に対するご意見として承ります。
	重県議会基本条例。何度読んでも全国に誇れる「改革先進議会」と	·
	して三重県議会はすばらしいと思っています。	
	ところが、3月 22 日に本会議で議提議案第1号「三重県議会の	
	議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の	· ·
	数に関する条例の一部を改正する条例案」が賛成23、反対22、	
	棄権2の1票差で可決されました。	
	条例第7条には「議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政	
	策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務	
3	を有する。」とあります。	
	一度決まった議員定数45。選挙を1回もしないで51に戻す唐	
	突な議提議案。前回定数を45に決めたときにも「決まったことは	
	仕方ないので県民に説明する場を設けてください」と意見させてい	
	ただきました。2015 年の選挙を経て新しいメンバーで再び選挙区	
	調査特別委員会が設置されて激しく議論もされてきました。県民ア	
	ンケートとEモニターの結果が真逆になるなど県民の意見が真っ	
-	二つに分かれた重要な案件。最後は委員長案提示も採決をせずに特	
	別委員会は廃止されました。	
	本会議では一部の議員しか討論せずに採決されました。ある県民	
	からは「議決責任を無視した7条違反」という意見もありますが、	
	私は県民に対して一部の議員を除いて定数6増の説明責任を全く	

CTI.

果たしていない情けない現状に怒りを超えて呆れています。説明責任を果たしていない議員は即刻辞職するべきですが、補欠選挙等で財政難な県に無駄な税金が使われるのはよくないので今回の任期満了で議員を引退してもらいたい!

選挙までは1年近くあります。通年議会でいつでも開けるなら県内各地を回って定数を増やした説明を逃げないでしてもらいたい。 SNSで議員と県民との距離が縮まったのに全く説明していない議員が多い。それができないようなら第7条を削除するか、「改革先進議会」の名を返上していただきたい。特に三重県議会を代表して各地で講演されている定数増に賛成した議員は強く要望します。